

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第3回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会		
事務局 (担当課)		高齢・障害者福祉課 電話042-707-7055 (直通)		
開催日時		令和6年2月7日(水) 午後1時30分～午後3時		
開催場所		相模原市立あじさい会館6階 第1展示室		
出席者	委員	6人(別紙のとおり)		
	その他	6人(オブザーバー2人、市関係課職員4人)		
	事務局	9人(市: 高齢・障害者福祉課長、他4人 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会: さがみはら成年後見・あんしんセンター所長、他3人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民後見人養成・支援事業における令和5年度の実施状況について 2 成年後見人等送付先住所一括登録について 3 第二期相模原市成年後見制度利用促進計画における具体的な取組について 4 その他 		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

1 市民後見人養成・支援事業における令和5年度の取組状況について

事務局から資料1に基づき説明を行った。

(志方委員)

60名の市民後見人がいるが、16人しか活動できておらず思っていたよりも数が伸びていない状況である。市民後見人を増やすというのは、専門職等の担い手が足りないため市民後見人や親族後見人に頑張ってもらおうという意図のものと思うが、市民後見人の受任件数を増やすための施策は何かあるか。

(事務局)

今年度、市民後見人の受任案件は5件であり、昨年度の実績4件から微増傾向にある。一次相談機関である地域包括支援センターや各区高齢・障害者相談課などに受任に向けて事前に案内・説明等をしている。また、事務の簡略化などの取組を検討しており、市民後見人がより活動できるように行政と中核機関で話を進めている。一方で受任終了しているものも15件ほどあり、主に対象となる方が亡くなってしまったというような状況がある。市民後見人が受任できる範囲がある中で、これまで市長申立ての案件のみ受任可能としていたが、前年度から市長申立て以外の案件も受任ができるよう見直しを行っている。こうした取組も含め、市民に向けて周知等を進めるとともに引き続き市民後見人の受任に向けて事業の拡充を図っていきたい。

(安永委員)

士業が後見人に就いているもので、大変なことが終わって穏やかになった案件というのがそれなりに各士業の先生方が持っていると思うが、そういった案件を積極的に市民後見人に交代することがいいのかどうか家庭裁判所も含めて議論する必要がある。家庭裁判所としては、こういった案件の相談というのは積極的に相談を受けていただけるのか伺う。

(家庭裁判所)

この場での回答は難しいが、通常であれば受任・選任の申立てをしていただくことになろうかと思う。そこに候補者として市民後見人が載っていれば、選任されるかどうかは裁判官が判断する流れになる。

(安永委員)

家庭裁判所との協議や説明等を行い、交代の仕組みを作っていければ受任件数を増やすことができると考える。

(事務局)

来年度も市民後見人の募集をさせていただくが、受任する年齢層というところも課題がある。対象者の年齢よりも若い市民後見人が選任されやすいと予想しており、月日が経過していく中で、加齢に伴い年齢が上がってきているのである程度若い年代の方にも理解してもらえよう周知・広報をしていく。また、説明会等では比較的年齢が若い方が取り組みやすいよう動画で配信をするなどの方法も実施しており、受任しやすい年齢層の方にも受講してもらえよう今後も取組を進めていく。

(志方委員)

申込者に対して、最終的に6～7割の修了者となっている背景に初めはボランティアのつもりで手を挙げたが、報酬が低いことを理由に断念した方はいるのか。なぜ断念したかの理由について伺う。

(事務局)

養成研修の説明会や基礎研修の中で報酬に関する理解を得られるよう説明をしている。受任をしてから報酬を理由に辞める方はいないが、実際に受任をして想像より大変であるなどの意見はいただいている。市民後見人の負担といったところでは、前回協議会での議論のとおり活動費の見直しを行った。

2 成年後見人等送付先住所一括登録について

事務局から資料2から4に基づき説明を行った。

(志方委員)

制度の開始時期はいつからか伺う。

(事務局)

令和6年4月1日から開始予定である。

(志方委員)

登録届について、私はいつも送付先変更は高齢・障害者相談課と行っている。これを見ると窓口課は、高齢・障害者支援課や精神保健福祉課、高齢・障害者相談課とあるが、自立支援医療等の関係は高齢・障害者相談課で変更が行えている。その場合、この様式では精神保健福祉課にチェックすることとなるが、今まで高齢・障害者相談課で行っていた精神障害者保健福祉手帳等の項目がないのは何故か。

(事務局)

従前の仕組みでも精神障害者保健福祉手帳等に関することについて、各区高齢・障害者相談課で変更が可能となっている。市では、福祉システムというものを使用しており、その中で精神障害者保健福祉手帳に関することについても高

齢・障害者相談課で変更等が可能となっている。ただ、事務所管としては課が異なるため、このような書き方をしている。

本制度は一括で登録・変更ができるものとなっており、成年後見制度の性質上、高齢・障害者相談課と関わりが深いことから今までどおり高齢・障害者相談課に提出いただければ良い。なお、その際は関連する各項目にチェックする必要がある。

(安永会長)

資料4-1の本人との関係について、市民後見人か親族を把握する必要性はあるのか伺う。

(事務局)

どこに需要があるかなどデータを集め、今後の検討材料とするために欄を設けている。

(安永会長)

例えば非課税の方を対象とする臨時的な給付金等については、この届出でフォローできるのか伺う。

(事務局)

10月頃、本制度に合った通知等があるかなど全庁的に照会・調整を行っている。その結果が届出等に載せている課となるが、今後発生するであろう臨時的な給付金等についても対応が可能かどうか毎年の照会等を通して検討していく。

(安永会長)

後見人等からすると、この届出を提出すれば全てフォローできると思ってしまうことが予想される。臨時的な給付金等がどんどん増えていくと返って取りこぼしが出てきてしまう恐れがあるため、足並みを揃えるという観点からぜひお願いしたい。

3 第二期相模原市成年後見制度利用促進計画における具体的な取組について
事務局から資料5から7に基づき説明を行った。

(玉手委員)

資料5-1の2の①について、端的に申し上げると予算をつけていただくことを検討いただきたい。障害の方では、一次相談窓口として障害者相談キーステーションが委託を受けて緑区と南区で実施しており、中央区は令和6年度に設置がされる場所である。成年後見制度に関する相談件数としてはこれまでの3年間は、ほとんどない状況であるが、キーステーションの役割の中に一次相談窓口というものがなく、追加で加わってきたという経過であると認識している。今は相

談件数としてないため、それほど負担ではなく今後も大きくは変わらないと思われるが、引き続き成年後見制度に関する知識を身につける必要があるため、それに対する予算の増を今後検討いただきたい。

(事務局)

予算に関しては、現時点で何かお伝えすることはできないが、一次相談窓口の負担や相談対応への難しさといったところは念頭に置きつつ、予算も含め、相談対応に関する市の仕組みといったところもしっかりと整備していきたいと考えている。

(志方委員)

周囲の社会福祉士からお願いが出ており、一次相談窓口の知識不足への課題が上がってきている。社会資源をしっかりと把握していないことから、全て成年後見という格好で持ってきてしまう例が何件か見受けられた。一次相談窓口で案内する際には、成年後見だけではなくその前に社会資源を活用した支援を行って欲しいのもう少し知識をつけていただきたい。

親族後見人に対する支援というのを早めに対応していただきたい。現状、担い手が不足しているため市民後見人の育成を進めているかと思われるが、担い手としては親族後見人が最良と考えている。親族がいない方に対して、専門職や市民後見人等が後見人になるというのが理想である。専門職後見人が全体5割以上を占めているが、やはり少しおかしいと感じる。親族がいれば親族に任せる、どう支援すれば親族後見人の推進がされるのか検討を進めていただきたい。

任意後見について、確かに任意後見制度は注目を集めており、相談も増えている。しかし、任意後見制度は資産がある方が利用できるものであり、相談に来る方は資産がない方が多く見受けられる。市は任意後見制度を推進しており、相談に来たら思っていた制度と違うという相談を私も受けたことがある。周知することは良いが、また、任意後見に対する助成があれば別であるが、任意後見制度についてしっかりと説明がされる市民公開講座など制度が分かる仕組み作りや理解促進を図っていただきたい。

(事務局)

一時相談窓口の知識不足について、地域包括ケア推進課で行っている地域包括支援センター向けの研修等を通じて各窓口が知識の研鑽を積めるよう取組を検討していく。

親族後見人への支援について、第二期市成年後見制度利用促進基本計画にも重点的な取組として挙げており引き続き支援方法の検討を進めていく。また、家庭裁判所が毎年出している統計結果で年々親族後見人の割合が減ってきているというところは、市としても課題と感じているところであるため、親族後見人が活動

しやすくなる施策を検討していく。

任意後見人への助成については、まだ検討が進められていない状況である。任意後見人への助成を行っている他自治体は稀であると承知している。国も現在、成年後見制度利用支援事業について検討を進めているところであるため、国の動向も見つつ、正しい任意後見制度の理解と推進していく上での支援というところも今後方策を検討していく。

(池田委員)

資料7の3について、法人後見による担い手の開拓とあるが、法人後見に期待するところは何か。

(事務局)

現在、市内の法人後見の担い手は社会福祉協議会のみとなっている。市として任意後見制度の推進をしていく中で、任意後見制度の担い手としては長期的に支援ができる法人が適任と考えている。

(池田委員)

法人後見の主旨というところは承知している。例えば案件がないのに担い手ばかり育成しても仕方がないため、間口を広げ過ぎないように慎重に進めていただきたい。

(澤畔委員)

一次相談窓口に入ってくる成年後見制度の相談としてはそこまで多くない。相談の中には複合的な課題・問題を抱えている方がおり、その中で地域資源も含めて一つの提案として成年後見制度に繋がるケースもあると承知している。中央区内で言うと、社会福祉士を中心とした勉強会で色々な地域包括支援センターを見ると経験年数が浅いとかそこまで実務がないなどの状況もあるため、知識不足を補うために研修や包括同士の勉強会を行っていく必要があると考える。

また、資料5-1の3について、包括でも老人会や高齢者サロンで権利擁護の講座をさせてもらえるようお願いをしているが、まだ自分には必要ないなど断られることがある。そういった中で苦勞している包括もある一方、ある包括では、最初から成年後見ではなく押し花カードなどの活動の中で認知症になったらどうしたらよいかなどそういった悩みを吸い上げていき、次の会では成年後見の話をしましようなど繋げるための工夫をしている包括もある。こうした取組を行うとともに、行政とも連携しながらイベント等で周知できたらと考えている。

(事務局)

引き続き地域包括支援センターとの連携を強固なものにしつつ、補うための研修も随時検討していきたいと考えている。

(安永会長)

地域包括支援センターの職員と勉強会などもさせていただいているが、忙しい方たちにさらに研修を行うというのも苦しいと思っている。資料5-2の2に法テラスの特定援助対象者法律相談援助という記載があり、関係機関（地域包括支援センター等）からの申し込みであれば通るところだと思うので活用していただければと思う。

(玉手委員)

特定援助対象者法律相談援助の関係機関の中に相談支援事業所も含まれるか伺う。

(事務局)

把握していないため別途会議録の中で示させていただく。

※特定援助対象者法律相談援助における関係機関について

法テラスの民事法律扶助業務運営細則第9条の2に定めるとおり。

【具体例】

福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険法上のサービス事業者（地方公共団体の指定を受けているもの）、障害者総合支援法上のサービス事業者（地方公共団体の指定を受けているもの）、医療機関、地域生活定着支援センター、精神保健センター、婦人相談所、婦人保護施設、児童相談所、消費生活センター、保護観察所、生活保護法に基づく救護施設・更生施設・宿泊提供施設、身体障害者福祉法に基づく身体障害者社会参加支援施設・身体障害者福祉センター、その他

4 その他

(渋谷副会長)

地域包括支援センターとの連携という話が出たかと思うが、先日、相武台の地域包括支援センターから話をいただいて、エンディングノートに絡めて成年後見制度の話もして欲しいということで定員80名の講座を行った。会場は相武台公民館で駅からバスに乗って行くような会場であったが、受講者は90名ほどで立ち見が出るほどであり、その行動能力や集客力に地域包括支援センターの凄さを感じた。受講者も真剣に話を聞き、質問もたくさんあり、講義時間は30分超過の2時間の長丁場で終了した。

一次相談窓口（地域包括支援センター）は、制度を知ってもらいたい人とのグリップが一番持っているところかと思うので、ぜひ、周知・啓発に地域包括支援センターのお力添えをいただきたい。市民公開講座も南区は人数が多いが、緑区、中央区はもう少し増えて欲しいので、情報提供とさせていただく。

以上

第3回相模原市権利擁護支援のための地域連携
ネットワーク協議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	安永 佳代	神奈川県弁護士会	会 長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部	副会長	出席
3	池田 健博	公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部		出席
4	岡野 由美子	東京地方税理士会 相模原支部		欠席
5	志方 洋一	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会		出席
6	玉手 邦明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 基幹相談支援センター		出席
7	澤畔 正裕	医療法人社団徳寿会 中央地域包括支援センター		出席